

初任給、昇給、昇格等に関する細則

制定 平成22年 3月31日

改正 平成24年 4月 1日

平成25年 6月28日

平成28年 1月 1日

平成28年 3月16日

(趣旨)

第1条 この細則は、職員給与規程（平成22年3月19日制定。以下「規程」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、職員の初任給、昇給、昇格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務の級)

第2条 規程第4条第2項に規定する給料表の職務の級は、次のとおりとする。

職務の級	職務の内容
1 級	主事補の職務
2 級	主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	高度の知識及び経験を有する主査の職務
6 級	主管の職務
7 級	課長、課長代理の職務
8 級	部長の職務

(初任給)

第3条 規程第4条第4項に規定する新たに職員となった者の職務の級及び号給は、次のとおりとする。

学歴免許	初任給
高校卒	1級5号給
短大卒	1級13号給
大学卒	1級21号給

2 前項に規定するもののほか、初任給に関し必要な事項は、平塚市一般職員の例に準ずる。

(昇給)

第4条 規程第5条第2項に規定する細則で定める日は、1月1日とする。

2 前項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は、平塚市一般職員の例に準ずる。

(昇格)

第5条 職員を1級上位の職務の級に決定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 1級から2級へ昇格させるときは、1級在級2年（大卒者6月）以上で、経験年数大卒者6月、短大卒者2年6月、高卒者4年6月の両要件を有する者のうちから選考する。
- (2) 2級から3級へ昇格させるときは、2級在級5年以上の者のうちから選考する。
- (3) 3級から4級へ昇格させるときは、3級在級5年以上の者のうちから選考する。
- (4) 4級から5級へ昇格させるときは、4級在級4年以上の者のうちから選考する。
- (5) 5級から6級へ昇格させるときは、5級在級6年以上の者のうちから選考する。
- (6) 前各号の規定にかかわらず職員を昇格させるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の資格に応じて、1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 昇格の時期は、4月1日又は10月1日とする。

3 前2項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は、平塚市一般職員の例に準ずる。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。